

決議 MEPC.161(56)
2007年7月13日採択
緊急時を含む追加方策に関するガイドライン (G13)
(仮和訳)

海洋環境保護委員会は、

海洋汚染の防止及び制御のための国際会議の資格を与えられている海洋環境保護委員会 (MEPC) の機能に関する IMO 条約第 38(a)条を想起し、

また、2004年2月に開催された船舶バラスト水管理に関する国際会議において、2004年船舶バラスト水及び沈殿物の制御及び管理のための国際条約 (バラスト水管理条約) が、4本の会議決議と共に採択されたことを想起し、

バラスト水管理条約附属書の規則 A-2 が、バラスト水排出については、当該条約附属書の規定に従ったバラスト水管理を通じてのみ実施されるべきことを要求している旨を銘記し、

さらに、船舶バラスト水及び沈殿物の制御及び管理のための国際条約の附属書の C 節が定める、一締結国が単独または他の複数の締結国と共同で、船舶のバラスト水及び沈殿物を通じた有害水生生物及び病原体の移動を防止、減少、又は除去のため条約の B 節に追加した方策が必要と決定した場合、当該締結国は、船舶に対して、国際法と一致した、機関によって作成されたガイドラインを考慮に入れた、具体的基準又は要件に満足するよう要求することができる旨を銘記し、

また、船舶バラスト水管理に関する国際会議において採択された決議 1 が、IMO に対し、本ガイドライン策定を緊急事項として要請していることを銘記し、

第 56 回会合におけるバラスト水作業部会による緊急時を含む追加方策に関するガイドライン (G13) 案を検討して、

- 1 本決議書の附属に記載の緊急時を含む追加方策に関するガイドライン (G13) を採択し、
- 2 各国政府に対し、当該ガイドラインを、できる限り早急に、あるいはバラスト水管理条約が当該各国政府に適用となった時点で適用することを要請し、かつ
- 3 ガイドラインの継続的検証を行うことに合意する。

附属書
緊急時を含む追加方策に関するガイドライン (G13)

1 序論

1.1 2004年船舶バラスト水及び沈殿物の制御及び管理のための国際条約（以下“条約”という）は、船舶のバラスト水及び沈殿物からの有害水生生物及び病原体の移動を規制している。

1.2 このガイドラインは、条約の第 C-1 規則に従い作成された。このガイドラインは、条約のセクション B に追加した方策が、船舶のバラスト水及び沈殿物を通じた有害水生生物及び病原体の移動の防止及び減少並びに除去のために必要であるかどうか判定する際に、締約国が使用するための規則 C-1 におけるガイダンスを提供している。

1.3 このガイドラインは、適用により得られた経験を利用するため検討中(under review)のままとするべきである。

2 締約国が追加方策の導入を予定する場合の評価

2.1 総論

2.1.1 条約は、規則 C-1 の追加方策で、締約国は、個々に又は他の締約国と共同で、セクション B に追加した方策を導入することができる」と規定している。締約国は、国際法に従い、特定の基準又は要件に適合するかまたは上回ることを船舶に要求することができる。

2.1.2 追加方策の導入を意図する締約国は、このガイドラインを検討しなければならず、追加方策への適合を促進するための船舶へのすべての適切なサービスを可能することに努めなければならない。

2.2 評価

2.2.1 条約の規則 C-1 に従って追加方策の導入を意図する前の、個々の又は他の締約国と共同の締約国は、方策の必要性及び性質を評価しなければならず、以下が含まれねばならない：

- .1 懸念、すなわち追加方策でカバーされた海域での有害水生生物及び病原体の移入による潜在的な危険の特定；
- .2 特定された懸念の原因の記述；
- .3 導入する可能な追加方策の特定；及び
- .4 提案された追加方策の結果の、潜在的な効果及び結果並びに利益及び損害の特定。

2.2.2 締約国は懸念の性質を評価しなければならない。その評価には、以下の検討を含まねばならない：

- .1 環境、人間の健康、財産又は資源に関する有害水生生物及び病原体の将来の移入の可能性又は結果は何か？
- .2 既に有害水生生物又は病原体が移入している場合、環境、人間の健康、財産又は資源に関して既に生じている影響は何か、また将来の移入によりいかなる影響を受けるか？
- .3 船舶のバラスト水が有害水生生物及び病原体の移入の原因であるかどうか？

導入する追加方策の特定

2.2.3 導入する追加方策は条約の第 7.2 条及び第 C-1.3 規則に従うこと、また以下に関して明確に特定すること：

- .1 正確な座標により定義された追加方策の適用される海域；
- .2 当該海域内の船舶に適用される操作及び/又は技術要件、及び必要であれば適合書類準備の要件；
- .3 船舶の追加方策への適合を促進するために提供できる手配；
- .4 方策の実施日及び期間；及び
- .5 追加方策に関するその他の要件及びサービス。

提案された方策の導入の効果及び結果

2.2.4 追加方策導入による結果としての経済的結果には注意されなければならない。これに関連して以下の側面が関連することがある：

- .1 追加方策に関連した、産業への費用を含む、経済的な利益及び潜在的費用；
- .2 その他の影響及び結果

2.3 追加方策を設定する際に従うべき手順

2.3.1 条約の第 C-1 規則に従い追加方策の導入を意図している一締約国又は複数の締結国は、協議により適切かつ有効に意志決定へ情報提供がなされるために、追加方策を決定する前に、影響を受ける可能性のある周囲の締約国及び他の締約国と協議をしなければならない。このガイドラインの 2.2 項で概説された評価に影響を受ける締約国に提供し、もし適切であれば締約国に評価のドラフトに関するコメントを招請しなければならない。

- .1 条約の第 C-1 規則では、追加方策導入のための二つの手順が可能で、ある。一方の手順は IMO の承認を要求するものであり、もう一方の手順は IMO への通知のみを要求するものである。
- .2 締結国は、いかなる追加方策も船舶の安全及び保安に譲歩しではならず、また、いかなる状況においても船舶が順守しなければならない他の条約又は通例の国際法と対立しないことを確実にしなければならない。
- .3 提出された追加方策における法的決定は特定されなければならない。
- .4 追加方策の導入において、締結国は、機関の特に海洋環境保護委員会（以後 MEPC）へ以下の情報を、特に提供しなければならない：
 - .1 2.2 項で概説された評価；
 - .2 提出されたそれぞれの追加方策における法的決定の特定；及び
 - .3 以下の追加の詳細：
 - .1 存在している IMO 規則の下で既に提供されたいかなる方策；
 - .2 まだ存在しないが IMO 規則の改訂を通して利用できる予定の、又は新しい IMO 規則の採択によるいかなる方策；あるいは
 - .3 領海内での実行のために提案されたいかなる方策、又は海洋法に関する国際連合条約に従った存在する方策⁴、又は 2.2 項で特定される懸念に十分に取り組みられない一般的に適用される方策
- .5 締結国が通知手順に従って追加方策の導入を行なおうとする場合は、第 C-1.3.2 規則による緊急の状況の場合を除き、IMO には少なくとも予定実施日 6 ヶ月前までに通知されなければならない。

⁴ この規定は海洋法に関する国際連合条約に規定される領海内の沿岸国の権利と義務を減ずるものではない

- .6 締結国が UNCLOS（条約の第 C-1.3.3 規則参照）を反映する国際法の下での機関による承認を求める追加方策の導入をしようとする場合は、締結国は、文書の提出のための MEPC によって承認された規則に従って、その承認のために MEPC に追加方策の導入の申請を提出しなければならない。
- .7 機関の承認を要求する追加方策の検討に際し、MEPC は適宜に提案する締結国によって提出された申請を検討することが期待される。それぞれの提案を評価するに際し、MEPC は特に以下を検討しすることが期待される：
 - .1 そのような追加方策が条約の第 7.2 条及び第 C-1.3 規則に従っているかどうか；
 - .2 提案された追加方策が、追加方策によってカバーされる海域の有害水生生物及び病原体の伝来による特定の潜在的な損害の防止、減少、又は除去に、適切かどうか；
 - .3 そのような方策が、追加方策の適用海域の外側の環境での、国際海運活動による重大な反対効果の増大の可能性の結果となることがあるかどうか；及び
 - .4 そのような方策が、国際海運活動の安全及び商業の側面のいかなる影響の、特に結果となることがあるかどうか。
- .8 承認のための申請が提出された場合、MEPC が申請を承認したならば、追加方策を実施することができる。申請が承認されなかったならば、追加方策は実施することができない。提出する締結国は後の承認のために修正した申請を海洋環境保護委員会に提出することができる。

2.4 情報の伝達

2.4.1 追加方策の導入を意図している締結国は、影響を受ける可能性のある周囲の締約国及び他の締約国、海運産業一般及び関連海域に入る船舶に通知しなければならない。また機関の承認を要求している追加方策の場合は、可能な限り早期にその提案が承認されなければならない。情報は少なくとも以下が含まれねばならない：

- .1 追加方策が適用される正確な座標及び適用日；
- .2 可能なら利得を含む、追加方策の申請の必要性及び理由；

.3 追加方策の記述；及び

.4 船舶の追加方策への適合を促進するために提供できる設備

2.4.2 条約の第 C-1 規則に従う伝達は海洋環境保護委員会へ提出するものとする。緊急時を除き、追加方策を設ける意志は第C-1.3規則によって少なくとも実施予定日の6ヶ月前に機関へ伝達されることが要求される。緊急の場合、追加方策はできる限り早期に機関へ伝達されなければならない。

2.4.3 いずれの場合（承認／無承認）も、追加方策の導入前の期限までに、追加方策の導入を意図する締約国は、影響する国、海運産業一般及び関連海域に入る船舶に通知しなければならない、以下を伝達しなければならない：

.1 追加方策が適用される正確な座標；

.2 適用又は当該海域内の船舶に適用される操作上及び／又は技術上の要件、及び必要であれば適合のための書類で準備されるべき要件；

.3 船舶の追加方策への適合を促進するために提供される設備；

.4 方策の実施日及び期間；及び

.5 追加方策に関するその他の要件及びサービス。

2.4.4 機関は条約の規定に従い、回章を発行し、又は関連情報をウェブサイト上に掲示するものとする。

3 緊急時又は伝染病の状況

3.1 締約国は緊急時又は伝染病の状況に取り組むために、追加方策を採択することができる。

3.2 その様な方策が採択された場合、締結国は、隣接国及び影響を受ける可能性のあるその他の国、海運産業全般、関係海域で運航されている船舶に、可能な限り早期に通知しなければならない。当該情報には以下が含まれねばならない：

.1 海域の正確な座標；

.2 当該追加方策の必要性；

.3 追加方策の記述

.4 船舶の追加方策への適合を促進するために提供される設備；及び

.5 方策の適用される実施日及びその方策の失効日。

3.3 緊急時又は伝染病の状況の際、採択された追加方策は可能な限り早期に機関へ伝達されなければならない。機関はウェブサイトに関連情報を掲示するものとし、委員会への普及のために当該情報を保持するものとする。

付録

フローチャートー追加方策の導入の手順

